

## 電子納品に関する特記仕様書

1 本工事は、電子納品が可能な工事とする。電子納品とは、「工事の竣工時に提出する書類を電子化して納品すること」をいう。ここでいう電子ファイルとは、「新潟市水道局電子納品実施要領（試行）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ、作成するものとする。

2 要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R)で 2 部提出するとともに、電子データとして納品した成果品以外については、従来どおり紙媒体で 1 部提出するものとする。

なお、要領で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する必要はないが、要領の解釈に疑義がある場合は、発注者と協議のうえ電子化の是非を決定する。

3 電子成果品の提出の際には、不備がないことを確認後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

4 電子納品による書類の提出については要領の「表-1 電子納品の対象となる提出書類一覧表」によるものとする。

5 原則、新潟県 CALS システムは利用しないものとする。